**德明財経科技大学 海外インターンシップ合意書**

徳明財経科技大学（以下「甲」という）と　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、甲、応用外国語学科の学生　　　　（以下「丙」という）のインターンシップ実施に関し、下記の通り合意したので協定書を締結する。

第1条（目的）

甲乙双方は、国際的な視野を持った専門人材の育成し、協同で海外インターンシップ並びに学生に対して専門的技能を身に着ける訓練及び研修の機会を提供する。

第2条（実習期間）

実習期間は、20 年 月 日から20 年 月 日までとする。

第3条（実習場所と内容）

（1）実習機関名：

（2）実習場所：

（3）職種：

（4）実習内容：

第4条（実習時間と休日）

（1）始業終業時間：一日 時間，遅くとも22時までとする。

（2）休憩時間：8時間ごとに45分の休憩時間をとる。8時間以上の場合1時間の休憩時間をとる。

（3）総労働時間(休憩時間を含まない)：一日8時間、一週間で40時間。実習時間は月に22日とする。基準時間を延長した場合を、週内で調整する。休日も滞在期間内で調整するものとする。

（4）毎週実習日数及び休日：週5日間労働とし、シフトに合わせて一週につき2日間の休日を定める。

（5）有給休暇：無

第5条（実習の待遇）

（1）基本給： 円

（2）残業代：時給1200日本円（960+25％）

（3）寮費：

（4）食費：

第6条（丙の実習生条件）

甲は、次の条件を満たす学生を選抜する。

(1) 学位が得られる教育課程に在籍する大学生で、該当の単位が認定される者。

(2) 甲の健康診断でインターンシップ活動に耐えられる心身を保つと認められる者。

(3) 最低2年以上の日本語教育を受けた者でJLPT N3程度の能力を有する者。

(4) インターンシップ活動終了後、本国に帰国し復学を約定した者。

(5) 卒業後の進路として観光、レジャー、ビジネス、テクノロジー関係の産業を志望する者。

第7条（甲の義務）

(1) 丙に日本語能力試験N2程度の能力を身につける教育と、日本の法律・乙の就業規則及び社内習慣（企業文化）を厳守する指導をし、自己の安全にも留意させる。

(2) 丙の身分とその関連資料の真偽を保証する。

(3) 実習期間中は丙に対し担当教員を設け、丙の指導、問題処理などを行う。

(4) 丙が活動終了後帰国して復学した場合、乙と担当教員の評価を基に単位を付与する。丙が実習期間修了後も本国に戻らない場合は、単位並びに学位の発行を行わない。

(5) 甲は実習内容を検討し、学習テーマ及び教育訓練などの実習計画を定め、乙に関連する資料を提供するとともに、協同で関連する実施詳細を企画しなければならない。

(6) 甲は丙の為に合法かつ合理的な労働条件を主動的に取り決め、丙に対して確実にその権利及び義務を理解させなければならない。

(7) 甲は実習期間、丙の実習状況を確実に監督し了解するとともに、乙の協力の下、定期的に視察、指導及び考察を執り行わなければならない。

(8) 甲は実習期間、海外実習を担当する部署を指定し、乙と良好な連絡体制を築いて確保させなければならない。

第8条（乙の義務）

(1) 丙に対し合法且つ安全な実習場所と仕事環境を提供し、第5条に基づき実習生に報酬を支払う。

(2) 丙に対し合法且つ安全な宿泊施設を提供し、生活に必要な施設設備の提供及び指導を行う。丙が自己負担する必要のある項目は、先に書面で告知を行う。

(3) インターンシップ活動が学業の一環であることに配慮した担当配置と指導を行い、 丙の学業修得を支援する。

(4) 丙の実務を指導し、生活に関する悩み、問題に対処する。

(5) 甲の提供する評価書に基づき実習生の評価を行い、それを甲に提出するとともに、インターンシップ活動修了証明書を発行しなければならない。

(6) 乙は甲の実習指導教師が定期的に海外協同機関を視察して学生を指導することに協力しなければならない。

(7) 乙は実習期間中に適用される法的保障、保険、給与、交通費、食費及び宿泊費等の事項を本契約書に明記しなければならないとともに、甲が開催する職前説明会に関連資料及び情報を提供して協力すること。

(8) 実習期間中、乙は５条に基づき関連する給与を　　の方式にて丙に支払う。

(9) 乙は実習期間中、甲が丙に対して行う生活管理指導に協力し、緊急の事件、事故に対する処理に協力すること。

(10) 乙は、実習期間中万一丙が適応不良の状況がある場合には、乙と解決方法を協議するとともに、甲に対して実習に関する丙の現状を通達しなければならない。指導後も丙の状況が改善されない場合、必要に応じて、甲は実習の中止に協力するとともに、職場の変更、又は丙の台湾への帰国の手配に協力すること。

(11) 乙は男女雇用機会均等法及び関連法に依拠し、セクシャルハラスメント•パワーハラスメント排除及び男女平等教育の精神に則り、丙を保護し実習環境の安全を確保する義務を負う。

第9条（丙の義務）

（1）丙は出国前、甲の定める海外実習課程の位置づけ、目的及び乙が手配する実習内容について確実に理解すること。

（2）丙は日本国の法律規定を遵守し、自身の安全を確保すること。

（3）甲は丙の日本国内でのインターンシップを指導なければならない。丙は丙個人の理由により指導を受けない場合、丙はこれにより発生した経済又は法律問題について負担しなければならない。

（4）実習期間は乙の指示に従わなければならない。

（5）乙の機密を守り漏洩してはならない。

（6）乙の名誉を棄損又は業務を妨害する行為を行わないこと。

（7）乙に対し誓約書又はそれと同等の文書を提出しなければならない。

（8）甲の定める実習規定に従い、実習日誌並びに期末レポートを作成しなければならない。

（9） 丙の故意又は過失により、乙および乙に関わる第三者に損害を与えた場合には、丙が責任を持ってこれを賠償しなければならない。

第10条（保険及び医療福利）

（1）乙は丙の労災保険、健康保険、雇用保険、厚生年金保険の加入を申請しなければならない。

（2）保険費用負担：関連法令に基づき、労災保険は乙の負担とし、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険は乙と丙による折半とする。

（3）乙は丙の実習前に、日本国の規定に従い、関連する保険への丙の加入を申請し、協力しなければならない。

第11条（実習活動の中止）

（1）学生の能力、適性が明らかに欠けていると判断される場合、又は病気、その他の原因によりインターンシップが継続不可能又は不適切であると認められた場合。

（2）丙の行為が日本国の法令に違反、社会の公序良俗に反した場合、又は乙の定める諸規則に違反し、乙に損害を与えた場合。

（3）丙は自らの事由によりインターンシップ活動を終了する場合、丙は甲および乙に通知し、速やかに帰国しなければなければならないとともに、当該責任と費用を負担しなければならない。

（4）インターンシップ期間中、丙が自己の問題により、インターンシップ活動以外の事故が発生した場合、丙は責任と費用を負担しなければならない。

（5）甲又は乙の一方が本契約の解除を希望する場合、相手方当事者に書面で通知しなければならないとともに、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。協議不成立のときは本契約を解除することができる。

第12条（活動に関わる諸経費）

その他海外実習にかかる費用は以下の通りである。定期払い或いは一括払いに関わらず、その金額、支払方法並びに負担の対象を示す。

（1）活動費（面接、説明会等）：無。

（2）ビザ申請費：丙負担約1,000台湾元。

（3）海外実習渡航費：乙負担。

（4）実習視察費用：教師による実習視察費用年2回：実際にかかった金額を甲が負担。

（5）宿泊費：丙負担。

（6）食費：丙負担。

第13条（守秘義務）

甲乙双方は、本協定書（本協定の約款と補足書類を含む）の守秘義務を遵守し、その一部もしくは全部を第三者もしくは非法人団体（代表権を持つものを含む）に複製、漏洩などしてはならない。法律上の必要性などにより本協定の一部もしくは全部を第三者に明かす必要がある場合は、事前に相手方に通知し同意を得なければならない。

第14条（合意管轄裁判所）

本契約に起因又は関連する一切の紛争については、 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに三者は合意する。

第15条（準拠法）

この契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第16條（語言）

本契約書の中国語文は翻訳であり、参考として作成されており、日本語の原文と齟齬がある場合には、日本語版を優先するものとする。

第17条（附則）

（1）本協定の履行不可能或いは履行失敗による紛争が生じた場合、甲乙丙各々が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。協議が失敗し本協定を解消する場合、紛争の解決方法が決まる前においては、いずれの当事者も損害賠償の請求はできないものとする。

（2）契約に変更・修正がある場合、当事者全員による書面での合意により変更可能とする。

（3）本協定に関する文書と通知に関しては、直接郵送、FAX、E-mailなどの方法で行なう。

（4）その他の関連事項は、中華民国および日本の関連法令に従って取り扱われるとともに、本契約の添付書類に添付する。

（5）本協定書で両者が合意した権利•義務は、法律で定められた権利、義務に取って代わるものでない。本協定書に定められていない補償措置もしくは権利行使については、本協定書の締結によりそれを放棄するものではない。また、本協定書により定められていないことに関しては、他の書類により補足することができ、その内容も本協定の一部とみなすものとする。本契約の一部が無効となった場合でも、他の部分の有効性に影響を与えない。

（6）本協定に関連するすべての添付書類は、協定の一部とみなされ、本協定と同等の効力を持ち、本協定に定めのない事項については、実際の必要に応じて、甲乙丙が協議してこれを改定するものとする。

（7）本協定書は一式3通を作成し、甲乙丙各１通を保有するものとする。

契約当事者

甲 ： 徳明財経科技大学

学長： 李 志宏　 印

住所： 台北市内湖區環湖路一段56號

TEL：＋886-2-2658-5801

甲 緊急聯絡人：

TEL： ＋886-

乙 ： 印

代表取締役社長： 印

住所：

TEL：＋886-

乙 緊急連絡先：

TEL：＋886-

丙 ：学生

学籍番号：

署名捺印：

身分證統一編號：

地址：

TEL：＋886-

丙 保証人：後見人

氏　　名：

身分証番号：

署名捺印：

本人との関係：

住　　所：

TEL：＋886-

西暦　 年　 月　 日